

2026 年 7 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日（第 1 条・第 4 条 月会費改定）

改正 2021 年 4 月 1 日（第 1 条 休会制度）

（西暦表記に変更）

改正 2024 年 12 月 1 日（第 4 条 月会費支払い改定）

改正 2025 年 4 月 1 日（第 1 条 月会費改定）

改正 2026 年 7 月 1 日（第 1 条 月会費改定）

池田体操教室 細則

第 1 条 （会費等）

会則第 5 条に定める会員の種類・区分及び会則第 6 条に定める会費は以下のとおりとします。

会員区分	会費・施設使用料・保険料
	週 1 回
親子（1 歳半～3 歳） 幼児（3～4 歳） 園児（4～6 歳） 児童（小学生）	¥7,700／月（税込）
休会費	¥1,650／月（税込）

第 2 条 （会費の支払い）

支払い方法は、利用月の前月 27 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日に振り替え）に口座振替となります。

第 3 条 （消費税）

第 1 条の会費等は外税とします。

※消費税に係る法律が改正された場合は改正後を適用します。

第 4 条 （住所等の変更）

- 1 会員は、入会申込書記載事項の住所・連絡先等に変更が生じた場合には、すみやかに当グループへお届けください。
- 2 当グループから会員等への誘致・連絡は、会員から届け出のあった住所、または連絡先宛に発送することにより、会員等に届いたものとして取り扱わせていただきます。

第 5 条 （休館日）

夏季、冬季休館日、その他の休日については事前に会員にお知らせします。

第 6 条 （料金の改定）

経済情勢の変動により参加料等を変更させていただく場合があります。

第 7 条 （改正）

細則の改正・変更は当グループが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第 1 改正 平成 26 年 3 月 31 日

第 2 改正 平成 30 年 6 月 30 日

第 3 改正 平成 31 年 4 月 1 日（第 1 条・第 4 条 月会費改定）

第 4 改正 2021 年 4 月 1 日（第 1 条 休会制度）

（西暦表記に変更）

第 5 改正 2024 年 9 月 1 日（第 4 条 月会費支払い改定）

第 6 改正 2024 年 11 月 1 日（第 4 条 月会費支払い改正）

第 7 改正 2025 年 4 月 1 日（第 1 条 月会費改定）

第 8 改正 2026 年 7 月 1 日（第 1 条 月会費改定）

第 8 条 （施行）

この細則は 2026 年 7 月 1 日に施行します。

以上